

守口市子どもの貧困対策推進計画の策定について

【計画策定の趣旨】

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じるため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同法を踏まえ、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重し、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されました。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定を努力義務と課しています。さらに、同法により子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

これにより、地方自治体は子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消を喫緊の課題として、更に強力に取り組んでいくことが必要となりました。

本市においては、これまで教育・福祉などの各分野において経済的困窮等により課題を有する家庭に対して、様々な支援を行ってきましたが、改めて現状を分析し、必要な支援メニューを体系化し、今後の方針を明確にするために、各種法律や大綱、社会動向を踏まえつつ、子どもの貧困対策を包括的に推進することを目的として、守口市子どもの貧困対策推進計画を、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定します。

<アンケート調査の実施>

■調査の目的

家庭や生活の状況をお聞きし、これからの守口市の子ども・子育て支援施策に役立てるための基礎資料として調査を実施。

■調査対象

- ・守口市在住の小学校5年生（義務教育学校5年生）
- ・守口市在住の中学校2年生（義務教育学校8年生）
- ・上記子どもの保護者

■調査期間

令和4年8月8日～8月31日
（郵送による配布・回収）

<アンケートから見た課題の整理>

○地域と連携し、多世代で交流でき、保護者以外で社会との接点になる居場所づくりが重要。

○虐待の恐れを抱える子どもと家庭に対しては、その背景にある複雑に絡み合った様々な要因と課題をとらえ、多面的に相談支援を行うことが重要。

○すべての子どもが経済的理由により進学を諦めることがないよう、支援制度の周知を含めた進路指導等が必要。

○学校における適切な学習支援を基本に、学校教育における自己肯定感の向上に向けた支援や様々な地域で多様な交流の場の提供等を通じて貧困の状態にある子どもを支援していくことが必要。

○働きたくても働けない保護者が就労するために、生活の不安を解消し、日常生活の安定につなげていくことが重要。

<課題に対する基本目標と施策>

【基本理念】

子どもの豊かな成長とともに支えはぐくむまち守口

【基本目標】

基本目標1
生活の安定のための支援

基本目標2
経済的支援

基本目標3
子どもの学びの支援

基本目標4
保護者の就労支援

【基本施策】

(1) 妊産婦や乳幼児等のいる家庭への支援

(2) 子どもの居場所づくり

(3) 子どもの自立支援

(4) 生活の安定を図るための支援の充実

(1) 各種制度の利用促進

(2) 子育て世帯への情報提供

(1) 子ども一人ひとりの状況に応じた学びの支援

(2) 地域等における学びの支援

(3) 相談支援体制の充実

(1) 生活困窮者等への就労支援

(2) 子育て支援事業の充実

【計画期間】

令和5年度から令和6年度までの2年間（※）

（※）本計画は第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定しており、計画期間も同計画の終期とあわせて2年としています。